

守山市廃棄物処理事業概要

守山市環境生活部ごみ減量推進課

(令和5年7月作成)

目 次

1	守山市の概要	1
2	廃棄物処理事業の経過	1
3	処理関係施設	12
4	ごみ減量化対策等の実績	13
5	分別収集する一般廃棄物の種類および分別の区分	15
6	一般廃棄物処理の実施主体	16
7	廃棄物処理の年度別推移（平成 13 年度～）	17
8	市民 1 人あたり 1 日に排出する廃棄物量の内訳（平成 13 年度～）	18
9	資源物回収量の推移	19
10	ごみ総量と 1 人 1 日あたりごみ排出量の推移（資源物含む）	20
11	排出者別ごみ量の推移（家庭系・事業系・公共）	20
12	家庭系ごみ量の推移	21
13	事業系ごみ量の推移	21
14	資源物回収量と資源化率の推移	22
15	排出者別 1 人 1 日あたりのごみ排出量の推移	22

1 守山市の概要

守山市は滋賀県の南西部に位置し、野洲川の下流から湖岸にかけての扇状地勢の三角州によって形成された平野部により形づくられている。山や丘陵はなく、平坦地である。広さは、東西 8.4km、南北 12.2km、面積 55.74km²である。

守山市は、京都、大阪方面の通勤圏内にあり、近年の人口増加は、毎年 1.0%前後（約 700 人/年）での増加である。

現在の人口（令和 5 年 3 月 31 日現在）は、85,675 人、世帯数は 34,624 人世帯である。産業別就業構造（令和 2 年国勢調査）をみると、第 2 次産業従事者が 32.7%、第 3 次産業従事者が 65.2%を占め、第 1 次産業従事者は 2.1%にすぎない。

2 廃棄物処理事業の経過

- 昭和 29 年 ・ 一部で収集事業開始
- 昭和 36 年 ・ 焼却炉（4 t /日）を川田町喜多地先に建設
- 昭和 44 年 ・ 全町収集を開始する。
 - ・ 普通ごみ（週 1 回収集）、特殊ごみ（月 1 回収集）の 2 分類
 - ・ 普通ごみにごみ処理券（80 円/月）の貼付を義務づけ
 - ・ このころから不法投棄問題顕在化
- 昭和 45 年 ・ 2 月から腐るごみ（週 1 回収集）、焼却ごみ（月 2 回収集）、危険物ごみ（月 1 回収集）の 3 分類とする
 - ・ 腐るごみは指定ポリ袋制を導入
 - ・ 4 月から指定ポリ袋を 70 円（5 袋）/月とする
 - ・ 9 月から危険物ごみを月 2 回収集に変更
 - ・ 同月から各自がごみを出すときに責任を持つよう、ごみ袋への氏名記入を義務づけ
 - ・ 同月から午前 8 時までに出すことを義務づけ
- 昭和 46 年 ・ 4 月から指定ポリ袋の実費 6 円（1 枚）のみ徴収することとする（実質的な無料化）
 - ・ 6 月から腐るごみについて減量化の観点から水気を切るよう指導
- 昭和 47 年 ・ 5 月から衛生と美観の観点から指定ポリ袋を黒色にし、5 円（1 枚）とする。
 - ・ 6 月に市民運動でごみを一掃しようと第 1 回「ごみのない美しい町づくり運動」（清掃作業）を実施（現在までこの清掃作業は継続している）
- 昭和 48 年 ・ 4 月から収集後に、ごみを出す者が絶えないことから、ごみ収集車にチャイムを取り付け、収集中にチャイムを鳴らすようにする
 - ・ 10 月からオイルショックの影響で指定ポリ袋を 9 円（1 枚）とする
 - ・ ごみの埋立処分開始
 - 埋立地処分用地（立田町地先） 約 130,000m²
 - 投入手数料 一般ごみ→500～2,800 円（建築廃材を含む）
 - 土砂がれき →200～1,500 円
 - 営業系ごみについては上記の倍額
- 昭和 49 年 ・ 6 月から指定ポリ袋制を廃止し、自由袋制とする（紙袋等の破れやすいものは禁止）
 - ・ 6 月から廃棄物最終処分場（既設）の供用開始

- 昭和 50 年 ・ 4 月から可燃物ごみ（週 1 回収集→6～9 月のみ週 2 回収集）、不燃物ごみ（月 2 回）、粗大ごみ（年 4 回収集）の 3 分類とする
- 昭和 51 年 ・ 4 月から可燃物ごみを週 2 回収集とする
 ・ 5 月から営業系ごみ収集（委託）を開始
 収集料金 82 円（ポリ袋 1 袋）、72 円（ダンボール箱 1 箱）3 日に 1 回の収集を基準（回数が増える場合は割り増し）
 ・ 6 月から危険防止のためスプレー缶に穴をあけるよう指導
- 昭和 52 年 ・ 9 月頃から地域（自治会、婦人会等）での資源物集団回収の実施を推奨
- 昭和 53 年 ・ この頃、野洲川は近畿管内で特に不法投棄が多いといわれていたことから、市長自らパトロールするなど不法投棄に対して強い姿勢で臨むこととなる
- 昭和 55 年 ・ 3 月頃から合成洗剤対策連絡協議会と共同で廃食用油回収運動を進める
 ・ 11 月に「資源ごみ回収運動実施要綱」をまとめる
 ・ 分類を古紙、古布、金属、ガラスとし、それぞれ月 1 回収とする（前日に回収容器を配置）
 ・ 参加団体には市から報償金を交付し、資源ごみ売却益を還元することとする
 ・ 12 月から資源ごみ回収（委託）を開始
- 昭和 56 年 ・ 7 月に埋立地の 65%（84,000m²）が埋め立てられたことになる
 ・ 同月に資源ごみ回収実施自治会 35 自治会（60%）となる
 ・ 8 月から埋立地延命化の目的に建設廃材の搬入を禁止
 ・ 10 月に資源ごみ回収実施自治会 51 自治会（90%）となる
- 昭和 57 年 ・ 2 月から全市で資源ごみ回収開始
 ・ 5 月から指定紙袋制導入について自治会単位で説明会開催
 ・ 7 月からごみの減量化と意識改革をはかるため、に家庭系ごみ収集に指定紙袋制、指定エフ制を導入する
 可燃物ごみ：指定紙袋（104 枚/年、20 円/枚、追加 150 円/枚、氏名記入）
 不燃物ごみ：指定エフ（24 枚/年、無料/枚、追加 150 円/枚、氏名記入）
 粗大ごみ：指定エフ（4 枚/年、無料/枚、追加 150 円/枚、氏名記入）
 ・ 7 月、8 月に指定紙袋導入に伴い、自治会と共同で集積所の立会指導を行う
 ・ 11 月から不燃物ごみの収集を週 1 回にする
- 昭和 58 年 ・ 1 月から指定紙袋に小袋（17 円/枚）を追加導入
 ・ 同月から指定紙袋の枚数制限を年間 110 枚に変更
 ・ 同月から指定エフの枚数制限を年間 52 枚に変更
 ・ 2 月にごみ中間処理施設を埋立処分地に建設することについて地元周辺自治会が同意
 ・ 4 月から営業系ごみ収集にも指定紙袋制、指定エフ制を導入
- 昭和 59 年 ・ 6 月から乾電池の収集を開始
- 昭和 60 年 ・ 4 月から焼却施設（処理能力 30 t / 16 時間×2 炉、流動床式焼却炉）の操業開始（市環境センターの操業開始）
- 昭和 61 年 ・ 4 月から粗大ごみ処理施設（処理能力 30 t / 5 時間、横型回転式破砕機）の操業開始
- 昭和 62 年 ・ 1 月から可燃物ごみを「焼却ごみ」に名称を変更、不燃物ごみおよび粗大ごみを一本化し、「破砕ごみ」に名称変更、またこれにより、指定エフも破砕ごみ用エフとして一本化し、枚数制限を年間 56 枚とする

- また、収集できないものを明確化する
- ・ 7月から営業系ごみの収集を許可業者制（許可業者10社）とする
 - ・ 同月から営業系の指定紙袋、エフ制を廃止し、焼却ごみを指定ポリ容器、破碎ごみを自由袋とする
- 昭和63年
- ・ 8月に空き缶のポイ捨て防止の観点から、駅前案内所（2台）、銀座商店街（1台）に空き缶回収機を設置
- 平成元年
- ・ 4月から廃プラスチック類溶融固化施設（処理能力6t／5時間、二軸式スクリー溶融固化機）の操業開始
 - ・ 同月にごみ集積所整備事業補助金交付要綱を制定し、同月から整備費用の一部補助を実施
 - ・ 5月に河西会館、速野会館に空き缶回収機（各1台）を設置（計5台）
- 平成2年
- ・ 2月から大阪湾広域臨海整備事業（フェニックス事業）に焼却灰、プラスチック固化物を搬出する
 - ・ 3月に小津小学校に主として給食の残飯を堆肥化するための生ごみ処理装置を試験的に設置
 - ・ 6月から市老人クラブ連合会が牛乳パックの回収を開始
 - ・ 7月から湖岸の散在性ごみ対策のため、ビーチクリーナーを県より借り上げて清掃を開始
 - ・ 7月に空き缶回収機を小津会館に設置（計6台）
- 平成3年
- ・ 5月に市消費生活研究会が市内のスーパー入り口で買い物袋持参運動を展開
 - ・ 7月に空き缶回収機を中洲会館に設置（計7台）
 - ・ 8月にリサイクル事業の推進と啓発を図るためリサイクルシンボルマークを募集（11月に決定）
- 平成4年
- ・ 1月に守山市ごみ減量化対策懇談会が発足
 - ・ 3月から4月に事業系ごみの一層の分別徹底を図るため、全事業者を対象に説明会を実施
 - ・ 4月から9月までの金属、ガラス（資源ごみ）の回収を月2回に変更
 - ・ 同月からマグネットによる空き缶の選別（スチール缶、アルミ缶）開始
 - ・ 5月から市にリサイクル情報バンクを開設
 - ・ 7月に空き缶回収機を玉津会館に設置（計8台）
 - ・ 同月から生ごみ処理器購入費用助成事業を実施
 - ・ 同月に守山市ごみ減量化対策懇談会より「守山市のごみ減量化、再資源化対策について」の提言を受ける
 - ・ 10月から環境美化推進バスを運行（月2回）
 - ・ 11月から市老人クラブ連合会の牛乳パック回収について支援の実施
- 平成5年
- ・ 1月から市庁舎の生ごみを減量するため、庁舎前庭に生ごみ処理器を設置し、また事務所からの紙類の資源化を図るため、回収箱を各課に設置
 - ・ 2月に懇談会の提言を受けて「守山市ごみ問題市民会議」が発足
 - ・ 3月にごみ問題市民会議のキャラクター（マスコット図案）を募集（6月に決定→愛称を同月に募集、9月に決定）
 - ・ 4月から各種団体に環境問題についての勉強会を義務づけ
 - ・ 同月からごみ収集、処理施設業務の完全週休2日制を実施
 - ・ 同月からアルミセパレーターを導入し、空き缶の選別を人的処理から機械的

処理に変更

- ・ 同月から資源ごみの内、金属を空き缶、ガラスを空きびんに名称変更し、空き缶、空きびんの回収を年間通じて月2回に変更
 - ・ 7月に空き缶回収機を吉身会館に設置（計9台）
 - ・ 8月に市民会議と合同でゴミ集積所立会啓発を実施（以降、8月を立会啓発月間と定め現在まで継続実施）
- 平成6年
- ・ 7月に空き缶回収機を守山会館に設置（計10台）
- 平成7年
- ・ 2月からフロンガス回収を実施
 - ・ 4月から従来破碎ごみの範疇にあった焼却灰を別途収集とし、2ヶ月に1回の収集とする（排出方法→破碎指定エフと焼却灰用エフを両方つける）
 - ・ 同月から資源ごみの内、古紙・古布の回収日を分割し、「新聞・古布」および「チラシ、雑誌・ダンボール」の回収日に変更する
 - ・ 同月から資源ごみの種別ごとに月2回収とする
- 平成8年
- ・ 4月から焼却灰を月1回収集とする
 - ・ 4月から従来「資源ごみ」と呼称していたものを「資源物」に変更
 - ・ 6月からモデル地区で「ペットボトル」の回収を開始
 - ・ 7月にペットボトル用減容機を市環境センターに設置
 - ・ 8月に市内全小学校（9校）に生ごみ処理装置を設置
 - ・ 10月にごみの排出抑制・再生利用の社会システムに先進的に取り組み、効果を上げている市町村として厚生省より「クリーン・リサイクルタウン」（全国で概ね100市町村）に選定される。
 - ・ 10月に容器包装リサイクル法に係る「守山市分別収集計画」を設定
- 平成9年
- ・ 1月から焼却灰には焼却灰用指定エフのみ貼付することに変更
 - ・ 4月から「ペットボトル」を全市で回収開始
 - ・ 同月から「チラシ、雑誌・ダンボール」の回収日を「チラシ、雑誌」および「ダンボール」の回収日に分割変更
 - ・ 同月から従来の条例、規則を全部改正し、名称を「守山市廃棄物の減量および適正処理ならびに環境美化に関する条例」および「同規則」として施行（事業系多量排出者に減量計画の提出を義務づける）
 - ・ 同月から機械式生ごみ処理器についても助成制度を追加導入
 - ・ 8月に事業系多量排出事業者（年間50t以上排出事業者）（13社）について、一般廃棄物減量計画を提出させる。
 - ・ 10月から一般廃棄物搬入手数料を、家庭系廃棄物70円/10kg、事業系廃棄物90円/10kgに改正する。
 - ・ 廃棄物減量等推進審議会を設置・開催（11月・2月の2回）し、一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の内容について審議
- 平成10年
- ・ 3月に一般廃棄物（ごみ）処理基本計画策定完了
 - ・ 7月から事業系多量排出事業者（年間50t以上排出事業者）に対し、事業系一般廃棄物マニフェストシステムを実施する。
 - ・ 8月に事業系多量排出事業者（年間50t以上の排出事業者）（14社）について、一般廃棄物減量計画書の提出を求める。
 - ・ 9月に廃乾電池回収容器を有蓋で容量の大きいものに取り換える。
（市内集積所350カ所）

- 平成 11 年
 - ・ 10 月にごみ焼却施設より排出される排ガス中に含まれるダイオキシン類の削減対策として国・県に対し、一般廃棄物処理施設整備計画書を提出する。
 - ・ 4 月に排ガス高度処理施設整備費補助金の内示を受ける。
 - ・ 4 月から生ごみ処理器助成事業の助成金額を自然発酵式 3,000 円・機械式 18,000 円に改正する。
 - ・ 同月から飲料用紙パックの回収を開始。市役所および地区会館に専用回収容器を設置する。
 - ・ 6 月に排ガス高度処理施設整備工事を着手する。
 - ・ 8 月に事業系多量排出事業者(年間 30 t 以上の排出事業者) (19 社) について、一般廃棄物減量計画書の提出を求める。
- 平成 12 年
 - ・ 一般廃棄物最終処分場 (既設) の終了届を滋賀県に提出(3 月)、同 8 月に受理される。
 - ・ 3 月に排ガス高度処理施設整備工事 (A 系) が完成する。
 - ・ 4 月から「焼却灰」の分別収集を廃止し、「焼却ごみ」としての収集に変更する。
 - ・ 8 月より一般廃棄物最終処分場整備に伴う生活環境影響調査を行う。
(翌年 3 月末までの期間)
 - ・ 8 月に事業系多量排出事業者(年間 20 t 以上の排出事業者) (43 社) について、一般廃棄物減量計画書の提出を求める。
 - ・ 10 月からモデル地区でトレイ類 (その他プラスチック) を指定袋で回収を実施。(指定袋無料)
 - ・ 11 月からグリーンリサイクルの実施 (樹木の剪定枝のチップ化)
 - ・ 6 月から 11 月の期間、排ガス高度処理施設整備工事にともない、野洲町に焼却ごみ (589 t) を受け入れてもらい処理される。
- 平成 13 年
 - ・ 1 月から 3 月までの期間、近江八幡市クリーンセンターの火災事故にともない、破碎ごみ (196 t) を受け入れ処理する。
 - ・ 3 月に排ガス高度処理施設整備工事 (B 系) が完成する。
(平成 12 年 12 月 23 日に火入れ式を挙げる。)
 - ・ 4 月 1 日から全国で特定家庭用機器再商品化法 (家電リサイクル法) が施行される。
 - ・ 4 月 1 日から事業系一般廃棄物搬入手数料を 120 円/10 kg (焼却ごみ)、200 円/10 kg (破碎ごみ) に改正する。
 - ・ 4 月から守山市全域でトレイ類 (その他プラチック) を指定袋で回収を実施。(指定袋 10 枚につき 100 円で枚数制限無し)
- 平成 14 年
 - ・ 4 月 1 日から事業系ごみの排出を紙袋からポリ袋 (ダイオキシン抑制剤添加) に変更
 - ・ 7 月から焼却ごみ袋を従来の紙袋から透明袋 (ペットボトル再利用) に変更する。また破碎ごみについても自由袋から自由透明袋に変更する。
[焼却ごみ]
指定紙袋 大 (20 円/枚) → 指定透明袋 大 (10 円/枚)
指定紙袋 小 (17 円/枚) → 指定透明袋 小 (10 円/枚)
[破碎ごみ]
指定エフ+自由袋 → 指定エフ+自由透明袋

- ・ 12月から飲料用紙パック（毎月1回・121箇所）、蛍光管（3ヶ月に1回・121箇所）、廃食油（モデル地域限定 3ヶ月に1回・47箇所）で回収を実施
 - ・ ごみ分別辞典を全戸配布する。
 - ・ 10月から一般廃棄物最終処分浸出水処理施設建設工事着工
 - ・ 12月から一般廃棄物最終処分場建設工事着工
- 平成 15 年
- ・ 4月から焼却ごみ指定袋の減免扱い（枚数制限なし、指定袋100円/袋）を開始する。（在宅重度障害者（児）紙おむつ助成事業対象者）
 - ・ 10月1日から家庭系パソコンリサイクルの開始
 - ・ 11月に守山市一般廃棄物処理基本計画改定市民100人委員会を開催
 - ・ 12月から生ごみ処理器助成事業に「簡易式生ごみ処理バケツ」を新たに助成対象とする。
- 平成 16 年
- ・ 2月から乳幼児が紙おむつを使用されている世帯のごみ袋の減免制度を設ける
 - ・ 3月から新聞折込広告のチラシも新聞と一緒に回収する。
 - ・ 3月に一般廃棄物最終処分浸出水処理施設建設工事完成
 - ・ 4月から蛍光管の回収を3ヶ月に1回から2ヶ月に1回とする
 - ・ 6月に一般廃棄物処理基本計画（中間見直し）を策定
 - ・ 6月に一般廃棄物最終処分場建設工事完成
 - ・ 8月から一般廃棄物最終処分場供用開始
 - ・ 10月に第1回環境フェアを開催する。同時に環境センターにリユースセンターを開設
- 平成 17 年
- ・ 4月から蛍光管（2ヶ月に1回）、廃食油の回収（3ヶ月に1回）をそれぞれ月1回の回収とする。
 - ・ 7月地域環境推進員研修会の実施
 - ・ 環境センター破砕ごみ選別ライン完成
- 平成 18 年
- ・ 7月から指定ごみ袋の店舗販売を実施（58店舗でスタート）
 焼却ごみ袋の購入については、「購入券」を持参して購入する
 トレイ類袋は規定枚数がないため、必要数購入可能
 ※ 破砕ごみ指定エフ、焼却ごみ袋購入券は年末に自治会から1年間分を全戸配布
 - ・ 事業系廃棄物について、産業廃棄物の受入規制計画を策定する。（平成19年度からごみ種別を実施し、平成21年度から完全実施）
- 平成 19 年
- ・ 学校給食の牛乳パックの回収委託業務の実施（4月～）
 - ・ ごみカレンダーとごみ分別辞典を一冊に編集（カレンダー部分に市内事業所の広告を掲載する）
 - ・ 「家庭系廃棄物収集手数料等の見直しについて」市長が守山市廃棄物減量等推進審議会に諮問（11月）
- 平成 20 年
- ・ 「家庭系廃棄物収集手数料等の見直しについて」守山市廃棄物減量等推進審議会が答申素案についてパブリックコメントを実施（8月）
 - ・ 「家庭系廃棄物収集手数料等の見直しについて」守山市廃棄物減量等推進審議会が市長に最終答申を提出（10月）
 - ・ 家庭系廃棄物収集手数料改正条例案が市議会において可決（12月）
 - ・ 環境センター周辺等整備事業工事着工（12月）

- 平成 21 年
- ・ 手数料等の改正にかかる自治会説明会を開催（2月～）
 - ・ 環境センターストックヤード建設工事竣工（3月）
 - ・ 手数料改正前の駆け込み排出により仮置きした破砕ごみが1,493tに上る（6月）
- 7月1日より
- ・ 家庭系廃棄物収集手数料等の改正施行（7月1日）
 - 焼却ごみは規定枚数制を廃止し排出量単純比例型へ
大袋(30ℓ)360円、中袋(20ℓ)240円、小袋(10ℓ)120円、すべて10枚入り
 - 破砕ごみは無料エフ制度から有料指定袋制度へ（排出量単純比例型）
大袋(45ℓ)540円、小袋(30ℓ)360円 すべて10枚入り
 - 破砕ごみから粗大ごみの区分を創設し、電話予約による戸別収集を開始
粗大ごみ処理券（1枚300円）の販売開始
 - 負担の軽減措置として、おむつエフ・グリーンエフ・美化清掃エフを作成
および無料配布
 - ・ 学區別収集体系を変更（守山・吉身・河西・速野を学区内でA・Bに分割）
 - ・ ダンボールの回収日を土曜日から平日に変更
- 平成 22 年
- ・ 第6期守山市分別収集計画策定〔6月〕
 - ・ リユースセンターの新築〔9月〕
- 平成 23 年
- ・ 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画策定〔3月〕
 - ・ 循環社会形成推進地域計画策定〔3月〕
 - ・ 生ごみ処理器助成事業の「簡易式生ごみ処理バケツ」の助成を一人3個までに拡充する〔4月〕
 - ・ ライター専用回収ボックスを市役所および各地区会館に設置〔4月〕
- 平成 24 年
- ・ 循環社会形成推進地域計画を変更（浄化槽拡大）〔1月〕
 - ・ 環境センター周辺整備事業（ボックスカルバート橋整備工事）竣工〔3月〕
 - ・ 浄化槽汚泥収集運搬業務の合理化に関する協定を締結〔3月〕
 - ・ 廃棄物処理施設における長寿命化計画策定〔3月〕
 - ・ ダンボールコンポスト実践講習会およびアフターケア講習会開催〔6月～〕
 - ・ 環境センターの老朽化への対応に関して、環境生活部内に「環境施設対策室」を設置〔10月〕
 - ・ 全庁的に一丸となって推進するため、副市長を本部長とする「環境施設対策推進本部」を立ち上げる〔11月〕
 - ・ 資源物の持ち去り行為を防止するため「守山市廃棄物の減量および適正処理ならびに環境美化に関する条例」および「同条例施行規則」を一部改正し、市が指定する者以外の者が資源物を収集、運搬した場合に警告、命令することができ、命令に違反した者を20万円以下の罰金に処することができるようにした〔12月〕
 - ・ 巡回パトロールを実施し、資源物の持ち去り行為を防止した〔12月〕
- 平成25年
- ・ 環境センター周辺整備事業（農村総合センター多目的広場整備・駐車場整備）竣工〔3月〕
 - ・ 環境施設対策室から環境施設対策課へと組織強化〔4月〕
 - ・ 生ごみ処理器助成事業において、助成券制度を3月で廃止し、原則2分の1補助として上限額を設ける（上限額はそれぞれ自然発酵式3,000円、機械

- 式30,000円、簡易式生ごみ処理バケツ1,000円)〔4月〕
- ・ 環境センターの老朽化への対応について、総合的な観点から「環境施設の更新」が最善であると6月議会において正式表明〔6月〕
 - ・ 焼却ごみに含まれる「雑紙」の回収を8自治会でモデル実施（既存の分別区分である雑誌類への分別を図る）〔6月～〕
 - ・ 環境施設対策市民会議を開催（第1回は7月開催。12月までに計5回、専門部会2回開催）
 - ・ 地域での生ごみ処理のモデル事業として、ネオ・ベラヴィータ守山自治会に大型生ごみ処理機を設置し供用開始〔9月〕
 - ・ 循環社会形成推進地域計画を変更（長寿命化から施設更新）〔9月〕
 - ・ 環境フェア10周年として2日間環境フェアを開催〔9月〕
 - ・ 第7期守山市分別収集計画策定〔11月〕
- 平成26年
- ・ 環境センターへの大型案内表示看板を設置〔3月〕
 - ・ 平成25年6月から8自治会でモデル実施していた「雑紙」の回収を市内全域で実施（既存の分別区分である雑誌類への分別を図る）〔4月〕
 - ・ 使用済小型電子機器等の試験回収を4自治会で実施〔6月〕
 - ・ 粗大ごみ受付センター（委託業者：守山環整株式会社）を設け、粗大ごみ受付業務の委託を開始〔8月〕
 - ・ 環境センターの老朽化への対応について、「現環境センター敷地」を建設候補地とすることとし、7月の市議会臨時会で表明。〔7月〕
 - ・ 9月の市議会定例会において、市議会として現環境センター敷地を建設候補地にすることについて賛同する旨の決議がなされる。〔9月〕
 - ・ 環境施設対策市民会議を開催。〔10月〕
 - ・ 11月の自治連合会において、『「環境施設の更新」に向けた私たちの取り組みについて』として、市民の更なるごみの減量化や再資源化の実践、守山のシンボルとなる施設整備の推進などの意見を取りまとめられる。〔11月〕
- 平成27年
- ・ 事業系一般廃棄物搬入手数料を改正施行〔10月〕
（事業系一般廃棄物（焼却ごみ）：120円/10kg→210円/10kg）
 - ・ 環境施設に係る環境影響調査に着手〔10月〕
 - ・ 環境施設対策市民会議を開催〔11月〕
 - ・ 環境施設整備の基本方針、施設規模や処理方式、公害防止基準値、地域の活性化対策、地域課題の解決策、更なるごみの減量化・再資源化の実践等について、「現時点における行政の考え方」を取りまとめる。〔12月〕
- 平成28年
- ・ 守山市廃棄物減量等推進審議会を開催〔2月、12月〕
 - ・ 「ごみ減量化の推進方策について」市長が守山市廃棄物減量等推進審議会に諮問〔2月〕
 - ・ 環境施設対策市民会議を開催〔2月、12月、専門部会1月〕
 - ・ 「破碎ごみ」として収集していたカセットボンベ・スプレー缶および使い捨てライターを、4月から新たに分別区分を設け別回収を開始。〔4月〕
 - ・ 4月から家庭から排出される使用済み小型家電などを資源物として、市内12ヶ所において拠点回収を開始。〔4月〕
 - ・ 「ごみ減量化の推進方策について」守山市廃棄物減量等推進審議会が市長に答申〔5月〕

- ・ 平成23年3月に策定した一般廃棄物(ごみ)処理基本計画の中間見直しとして、進捗状況の確認を行い、数値目標の見直しを実施〔6月〕
- ・ 4年に一度の使用料・手数料の見直しの結果、一般廃棄物処理手数料等を改正し、平成28年7月1日から施行〔7月〕

【一般廃棄物処理手数料】	(現行)	(改正後)
搬入手数料：家庭系廃棄物	70円/10kg	→ 80円/10kg
処理手数料：焼却ごみ(大)	360円/10枚	→ 390円/10枚
焼却ごみ(中)	240円/10枚	→ 260円/10枚
焼却ごみ(小)	120円/10枚	→ 130円/10枚
破碎ごみ(大)	540円/10枚	→ 590円/10枚
破碎ごみ(小)	360円/10枚	→ 390円/10枚
粗大ごみ処理券	300円/1枚	→ 330円/1枚

- ・ 環境施設および付帯施設整備にかかる基本方針に対するパブリックコメントを実施〔12月〕
- 平成29年
- ・ 環境施設対策市民会議専門部会開催〔1月〕
 - ・ 守山市廃棄物減量等推進審議会を開催〔1月〕
 - ・ 環境施設に係る環境影響調査書について縦覧および意見募集の手続きを経て取りまとめる。〔2月、3月〕
 - ・ 「トレイ類の取扱いに対する意見について」守山市廃棄物減量等推進審議会が市長に意見書を提出〔3月〕
 - ・ (仮称)健康・スポーツの森(交流拠点施設)整備に係る基本設計・実施設計等業務 公募型プロポーザルの実施および契約締結〔3月〕
 - ・ 自治連合会より「新しい環境施設の整備における私たちの決意」として、市民と行政が力を合わせ、環境施設が市のシンボルとなるよう、環境教育に積極的に取り組んでいくことについて決意表明がなされる。〔4月〕
 - ・ 国道477号幸津川洲本バイパスの拡幅に伴い、環境センターへの搬入経路を変更〔7月〕
 - ・ 廃棄物処理法施行令の改正により事業所から排出される蛍光管、乾電池等の水銀使用廃棄物について受入れ停止〔10月〕
 - ・ 守山市廃棄物減量等推進審議会を開催〔11月〕
 - ・ 環境センターへの搬入経路変更に伴い、案内標識を3箇所設置〔11月〕
 - ・ 地元4自治会と環境施設の建設に関する基本協定書および環境保全協定書を締結〔11月〕
 - ・ 守山市環境学習都市宣言を制定〔10月〕
 - ・ 守山市環境施設整備・運営事業に係る入札公告〔12月〕
 - ・ DBO方式(設計・施工・運営を一括発注)による発注
- 平成30年
- ・ 大型生ごみ処理機設置モデル事業終了に伴い、ネオ・ベラヴィータ守山自治会に設置していた大型生ごみ処理機を河西小学校に移設する。〔3月〕
 - ・ 水銀使用廃棄物について、破碎ごみでの排出を禁止し、市役所、地区会館での拠点回収を開始〔4月〕
 - ・ 資源化推進のため、「雑誌類」の分別名称を「雑誌・雑がみ類」へ変更〔4月〕
 - ・ 守山市環境施設整備・運営事業に係る事業者が決定〔7月〕

- ・ 守山市環境施設整備・運営事業に係る契約を締結〔9月〕
- ・ 守山市廃棄物減量等推進審議会を開催〔11月〕
- 令和元年
 - ・ 守山市健康推進員連絡協議会と連携し、食品ロス削減レシピを作成し、HPに掲載。〔3月〕
 - ・ 守山市廃棄物減量等推進審議会を開催〔3月〕
 - ・ 電子タバコについて、水銀使用廃棄物と同様に市役所、地区会館で拠点回収することとする。〔4月〕
 - ・ 守山市環境施設建設工事の起工式〔5月〕
 - ・ 守山市環境施設建設工事着工〔6月〕
 - ・ 守山市廃棄物減量等推進審議会を開催9月、11月〕
 - ・ 守山市環境フォーラムを開催〔11月〕
 - ・ 交流拠点施設建設工事着工〔12月〕
- 令和2年
 - ・ 守山市廃棄物減量等推進審議会を開催〔1月、2月、5月〕※5月は書面会議
 - ・ 一般廃棄物（ごみ）処理計画（案）に係るパブリックコメントの実施〔4月～5月〕
 - ・ 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の策定に係る守山市廃棄物減量等推進審議会からの答申〔6月〕
 - ・ 環境施設更新に伴う、令和3年度10月以降のごみの分別・処理の方針を定めた「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」を策定〔7月〕
 - ・ 自治会向け、新分別説明会の開始〔10月〕
 - ・ 新分別PRパンフレット、雑がみ保管袋の全戸配布〔10月〕
 - ・ 「守山市ごみ分別アプリ」配信開始〔10月〕
- 令和3年
 - ・ もりやまエコパーク交流拠点施設開所式（交流拠点施設内のみ）〔4月〕
 - ・ 事業系集合住宅回収シールを全事業系回収マンション管理会社へ（1年分）配布開始〔6月〕
 - ・ もりやまエコパーク環境センター竣工式〔10月〕
 - ・ 熱回収施設概要
 - 熱回収施設（処理能力 35.5 t / 24 時間× 2 戸、全連続焼却式ストーカ炉、余熱利用設備：蒸気タービン発電設備 1,400 k w）
 - リサイクル施設（破碎設備：処理能力 10.68 t / 5 時間、低速回転式破碎機、高速回転式破碎機）の操業開始〔10月〕
 - 熱回収施設での、ごみ焼却時に発生した熱エネルギーを活用して発電するサーマルリサイクルの実施（発生電力：環境センター全体の電気利用、余剰電力：電力会社に売電、タービン排熱：交流拠点施設の温水プールへ熱供給）〔10月〕
 - ・ ごみ集積所設置用啓発看板の内容を更新し、守山市内全ごみ集積所に設置
 - ・ 使用料・手数料の見直しの結果、一般廃棄物処理手数料等を改正し、令和3年10月1日から施行〔10月〕

【一般廃棄物搬入手数料】

	（改正前）	（改正後）
家庭系廃棄物	80円/10kg	140円/10kg
事業系焼却ごみ	210円/10kg	事業系一般廃棄物 210円/10kg
事業系破碎ごみ	200円/10kg	

【一般廃棄物処理手数料】

処理手数料：焼却ごみ（大）	390円/10枚 → 450円/10枚
焼却ごみ（中）	260円/10枚 → 300円/10枚
焼却ごみ（小）	130円/10枚 → 150円/10枚
破碎ごみ（大）	590円/10枚 → 450円/10枚
破碎ごみ（小）	390円/10枚 → 300円/10枚
粗大ごみ処理券	330円/1枚 → 360円/1枚
トレイ類	100円/10枚 → 廃止

- ・ 自治会向け、新分別説明会の終了 [10月]

住民説明会実施回数・参加人数一覧

令和2年 111回 2,668人

令和3年 158回 3,424人

計 269回 6,092人

- ・ 焼却ごみに、トレイ類と破碎ごみの一部が移行 [10月]

- ・ 焼却ごみ指定袋のサイズの変更 [10月]

(改正前) (改正後)

焼却ごみ（大） 300 → 450

焼却ごみ（中） 200 → 300

焼却ごみ（小） 100 → 150

- ・ 守山市焼却ごみ指定袋の色を、半透明から青色に変更 [10月]
- ・ 守山市破碎ごみ指定袋の文字の色を橙色から紺色に変更 [10月]
- ・ 破碎ごみの収集回数を2週間に1回から月に1回に変更 [10月]
- ・ グリーンエフでの剪定枝の出し方の変更 [10月]

改正前

- ・ 束にして紐で縛るか、市販袋（無色透明）に入れて破碎ごみの収集日に排出

改正後

- ・ 450 以内の市販袋（無色透明）に入る場合は、焼却ごみの収集日に排出
- ・ 束にして紐で縛るか、450 を超える市販袋（無色透明）に入れる場合は、破碎ごみの収集日に排出

- ・ 事業所から排出される廃プラスチック類等の受け入れ規制 [10月]
- ・ 事業所から排出される資源物の資源化ルート構築（守山市環境センターへの搬入禁止） [10月]
- ・ 市有施設のごみの収集体制を家庭形収集から事業系収集に変更 [10月]
- ・ 「もりやま環境フェア」を改名し、「もりやまエコフェスタ」を開催 [10月]
- ・ 守山市トレイ類指定袋と焼却ごみ指定袋および破碎ごみ指定袋との差額交換を市役所、地区会館、交流拠点施設で実施 [10月～3月]

令和4年 ・ 事業系集合住宅回収シールを全事業系回収マンション管理会社へ1年配布 [6月]

- ・ 守山市災害時等の緊急協力に関する協定（一般廃棄物）ならびに守山市災害

- 時等の緊急協力に関する協定（し尿・浄化槽汚泥）を締結〔6月〕
- ・守山市破碎ごみ指定袋を1袋単位で販売開始〔7月〕
- ・守山市分別収集計画（第10期）を策定〔10月〕
- ・「もりやまエコフェスタ」を開催〔10月〕
- ・守山市廃棄物減量等推進審議会を開催〔11月〕

3 処理関係施設

(1) もりやまエコパーク環境センター

- ・所在地：守山市環境学習都市宣言記念公園1番2
- ・敷地面積：25,131.44 m²
- ・建物面積：6,543.13 m²（工場棟、管理棟、計量棟、ストックヤード棟）
- ・設施工：協和エクシオ・日建特定建設工事共同企業体
- ・建設期間：平成30年9月28日～令和3年9月30日
- ・建設費：7,236,000,000円
- ・施設設備

① 熱回収施設

- ・ 燃焼設備：全連続燃焼式ストーカ炉
 - * 焼却処理量（令和4年度） 1年間 17,888 t
 - 1日当り 53.87 t（運転日数332日）
- ・ 排ガス処理設備：ろ過式集じん器、脱硝反応塔
- ・ 能力：35.5 t/24h × 2炉
- ・ 構造：工場棟（鉄骨造一部鉄骨鉄筋コンクリート造）
ランプウェイ（鉄骨造一部（屋根）鉄骨造）
地上6階建

② リサイクル施設

- ・ 破碎設備：低速回転式破碎機、高速回転式破碎機
 - * 破碎処理量（令和4年度） 1年間 1,230 t
 - 1日当り 4.74 t（運転日数259日）
- ・ 選別設備：磁選機、粒度選別機、風力選別機、アルミ選別機
- ・ その他設備：ペットボトル圧縮梱包機、空き缶選別圧縮機、スプレー缶穴あけ機
- ・ 能力：10.68 t/5h
- ・ 構造：工場棟（鉄骨造一部鉄骨鉄筋コンクリート造）
地上3階建

(2) 廃棄物最終処分場

① 廃棄物埋立地（H21.5.28 廃止届提出、H22.3.22 滋賀県告示）

- ア. 所在地 守山市環境学習都市宣言記念公園1番3
- イ. 総面積 106,039.43 m²
- ウ. 埋立方式 サンドイッチ方式
- エ. 開始年月日 昭和49年6月
- オ. 終了届年月日 平成12年3月28日
- カ. 併設施設 汚水処理施設

② 守山市一般廃棄物最終処分場

ア. 所在地	守山市環境センター内
イ. 規模	16,297 m ² (敷地面積)
	9,260 m ² (埋立面積)
	32,000 m ³ (埋立容積)

【埋立量の内訳】

		計画埋立量 (m ³)	R4年度埋立量 (m ³)
ごみ量	破碎残さ	11,380	232.47
	破碎不適物等	13,986	18.91
	計	25,366	251.38
	覆土	6,244	0
	合計	31,610	251.38

ウ. 埋立期間	35年
エ. 遮水シート	二重高密度ポリエチレンシート (厚さ 1.5 mm)
オ. 埋立構造	準好気性埋立
カ. 埋立対象物	不燃物
キ. 埋立処分方式	セル式
ク. 工事開始	平成14年8月
ケ. 供用開始	平成16年8月
コ. 併設施設	

(ア) 浸出水処理施設

- ・ 処理能力 50 m³/日
- ・ 調整槽容量 2,200 m³
- ・ 処理方式 水処理

前処理 → カルシウム除去 → 生物脱窒素処理 (接触ばっ気) →
凝集沈殿処理 → 砂ろ過処理 → ダイオキシン類分解処理 → 活性
炭吸着処理 → 消毒処理 → 放流

汚泥処理 重力濃縮 → 貯留 → 遠心脱水 → 搬出

(イ) 埋立処分地施設

- ・ 擁壁流出防止設備 地盤改良・貯留構造物・重力式擁壁
- ・ 遮水設備 鉛直遮水 遮水シート 漏水検知システム
- ・ 雨水等集排水設備/保有水集排水設備/飛散防止設備/発生ガス対策設備/
付帯設備

4 ごみの排出抑制、再利用、再資源化等の取り組み

(1) 行政の役割

① 家庭系ごみ対策

ア 排出抑制・再資源化対策

(7) 生ごみ堆肥化の促進

増加傾向の家庭系焼却ごみの減量化を図るため、平成 24 年度から継続してダンボールコンポスト実践講習会およびアフターケア講習会を実施し、家庭から出る生ごみの堆肥化を図っている。

家庭用生ごみ処理器購入費助成事業については、平成 4 年度から助成を開始しているが、更なるごみの減量化を図っていくため、平成 25 年 4 月から購入費用の 2 分の 1 の助成まで補助を拡充している。(助成額の増額)。

(助成限度額：自然発酵式 3,000 円、機械式 30,000 円、簡易式バケツ 1,000 円)

(イ) リユースセンターの利用促進

破碎ごみの中からそのまま再利用できるものを抽出して環境学習都市宣言記念公園交流拠点施設内のリユースセンターに展示し無料提供行っている。

(ウ) 使用済み小型家電の別回収によるリサイクル推進

家庭から排出される使用済み小型家電などを資源物として別回収することにより、機器の中に含まれるレアメタルなどの希少金属を取出し、資源化することで、さらなるごみの減量化と資源化を図っている。

イ 啓発対策

(7) 守山市ごみ・水環境問題市民会議への支援

市民および事業者のごみの減量・再資源化等に関する意識の高揚を図るための啓発活動や実践活動を支援する。

(イ) 地域学習会の促進

地域環境推進員を中心とした自治会での学習会や出前講座等の開催を促進する。

(ウ) ごみ処理に係る情報公開

(エ) ごみ分別アプリの配信

ごみの分別方法などを手軽に調べることができるアプリを配信することにより、分かりやすい分別方法の周知を図る。

ウ 一般廃棄物処理手数料の改正

新センター、新分別に伴う見直し、「守山市廃棄物の減量および適正処理ならびに環境美化に関する条例」の一部を改正し、一般廃棄物処理手数料等を令和 3 年 10 月 1 日から変更した。

② 事業系ごみ対策

ア 一般廃棄物減量計画書の提出とマニフェストシステムの実施

一般廃棄物減量計画書の提出(年間 20 トン以上の排出事業者)および一般廃棄物マニフェストシステム(年間 30 トン以上の排出事業者)を実施し、自らが排出したごみの量やその流れを把握することにより、減量意識の向上、分別排出の徹底、不法投棄等の不適正処理の防止を促す。

イ 許可業者へのごみ搬入基準遵守指導

環境センター搬入時に搬入物の検査を不定期に実施し、分別搬入を指導する。また改善が見られない許可業者に対しては、処分基準に基づく処分を実施する。

なお、排出基準を守れない事業者に対しては、個別に訪問指導を行っている。

守山市一般廃棄物収集運搬許可業者に係る、行政処分に関する基準を令和 4 年 1 月 1 日から変更した。

ウ ごみ減量と分別啓発

多量排出事業所においては訪問指導を行い、令和 3 年 10 月から新たな事業系ごみ適正処理

ハンドブックを配付し、減量意識の向上、分別排出の徹底を図っている。

③ 散在性ごみ対策

ア 市民参加による一斉清掃活動

毎年7月を「河川愛護運動」、12月を「ごみのない美しい街づくり運動」とし、自治会等を主体とした公共場所における散在性ごみ等の清掃活動を促進する。また、「ごみゼロの日」である5月30日を前後として、散在性ごみの一斉清掃として「ごみゼロ大作戦」を実施する。

イ 散在性ごみ、不法投棄ごみの收拾活動およびパトロールの実施

地区会館を拠点としたパトロールを実施し、不法投棄ごみの防止および早期発見につなげる。

また、不法投棄が多い場所については、看板の設置や、捨てられにくい環境づくりのため、施設管理者に対してごみの一掃等の協力を依頼する。

5 分別収集する一般廃棄物の種類および分別の区分

種類・区分		品目
ごみ	焼却ごみ	紙くず類（できるだけ雑誌・雑がみ類へ）、台所ごみ（生ごみは堆肥化等へ）、吸い殻、紙おむつ、木質ごみ、落ち葉・草等、プラスチック製容器包装類、プラスチック類、ゴム・革製品・繊維類
	破碎ごみ	陶磁器類、ガラス類、小型金属類
	粗大ごみ	ベッド、ソファ、たんす、自転車等（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、パソコンを除く）
資源物	新聞	新聞紙（折込みチラシを含む）
	雑誌・雑がみ類	雑誌・古本・包装紙・紙製容器包装類等
	ダンボール	ダンボール
	古布	衣類・タオル類・シーツ等（毛皮除く）
	空き缶	空き缶（18リットル以上の缶を除く）
	空きビン	空きビン
	紙パック	飲料用紙パック
	ペットボトル	ペットボトル
	乾電池	使用済み乾電池
	蛍光管	使用済み蛍光管
	廃食用油	食用油
	使用済み小型家電	使用済み小型家電
	カセットボンベ・スプレー缶	カセットボンベ・スプレー缶
	使い捨てライター	使い捨てライター
	水銀使用廃棄物	水銀使用廃棄物（乾電池、蛍光管を除く）

6 一般廃棄物処理の実施主体

処理区分		内容	実施主体
分別・排出		焼却ごみ・破碎ごみ・粗大ごみ・資源物・カセットボンベ・スプレー缶・使い捨てライター、水銀使用廃棄物	市民
		事業系一般廃棄物	市内事業者
収集・運搬		焼却ごみ・破碎ごみ・粗大ごみ・資源物・カセットボンベ・スプレー缶・使い捨てライター、水銀使用廃棄物	守山市（委託）【家庭系ごみ】 直接搬入【家庭系】
		事業系一般廃棄物	市内許可業者【事業系ごみ】 直接搬入【事業系】
中間処理	焼却	焼却ごみ、事業系一般廃棄物	守山市
	選別・減容・保管	破碎ごみの内の資源物・ペットボトル・空き缶・空きビン・乾電池・蛍光管・廃食油・カセットボンベ・スプレー缶・使い捨てライター、水銀使用廃棄物	
	破碎	破碎ごみ・粗大ごみ・使い捨てライター	
最終処分	埋立	破碎不燃物・破碎不適物	守山市
		焼却残渣、焼却灰	大阪湾広域臨海環境整備センター
再資源化		新聞・雑誌類・ダンボール・紙パック・空き缶・空きビン（茶色・白色）・カセットボンベ・スプレー缶	再生事業者
		ペットボトル・空きビン（雑色）	(公財)日本容器包装リサイクル協会
		乾電池・蛍光管	(公社)全国都市清掃会議
		廃食油	滋賀県資源リサイクル事業協同組合（委託）
		剪定枝	守山市

7 廃棄物処理の年度別推移(平成13年度～)

年度	人口	世帯	焼却ごみ				破砕ごみ				粗大ごみ				直接埋立ごみ				ごみ総量 (資源物除く) (⑩+⑪+⑬+⑭) ⑤	ごみ総量の内訳		資源物 ⑥	その他 ⑦	ごみ総量 (資源物 含む) ⑤+⑥+⑦	対前年度 増減率 増(減)率(%)	1人1 日当たり 排出量 (g)	資源化量		資源化率 (%)	
			家庭系	事業系	公共	小計①	家庭系	事業系	公共	小計②	家庭系	事業系	公共	小計③	家庭系	事業系	公共	小計④		家庭系	事業系						公共	小計⑤		家庭系
平成13年度	67,850	21,931	6,795	5,507	252	12,554	3,795	1,665	407	5,867	0	0	0	0	6	0	448	454	18,875	10,596	7,172	1,107	5,736	24,611	+3.85%	994	5,736	508	6,244	25.4%
平成14年度	69,000	21,931	6,944	6,237	141	13,322	3,903	1,266	427	5,596	0	0	0	0	6	0	422	428	19,346	10,853	7,903	990	6,373	25,719	+4.50%	1,021	6,373	527	6,900	26.8%
平成15年度	69,995	22,662	7,212	5,934	155	13,301	3,931	1,464	808	6,203	0	0	0	0	5	0	11	16	19,520	11,148	7,988	974	7,000	26,520	+3.11%	1,039	7,000	520	7,520	28.4%
平成16年度	71,021	23,897	7,403	5,507	203	13,113	3,975	1,577	503	6,055	0	0	0	0	5	0	83	88	19,256	11,383	7,084	789	7,034	26,290	-0.87%	1,014	7,034	533	7,567	28.8%
平成17年度	72,392	24,737	7,709	5,391	143	13,243	4,063	1,578	551	6,182	0	0	0	0	0	0	14	14	19,439	11,762	6,969	708	7,270	26,709	+1.59%	1,011	7,270	597	7,807	29.2%
平成18年度	73,952	25,671	7,847	5,430	116	13,393	4,389	1,469	522	6,380	0	0	0	0	0	0	0	0	19,773	12,236	6,899	638	7,273	27,046	+1.26%	1,002	7,273	671	7,944	29.4%
平成19年度	75,317	26,480	7,914	5,022	121	13,057	4,386	1,491	490	6,367	0	0	0	0	0	0	0	0	19,424	12,300	6,513	611	7,259	26,683	-1.34%	971	7,259	639	7,898	29.6%
平成20年度	76,248	27,041	8,072	4,870	41	12,983	5,123	1,440	468	7,031	0	0	0	0	0	0	0	0	20,014	13,195	6,310	509	7,164	27,178	+1.86%	977	7,164	803	7,967	29.3%
平成21年度	77,171	27,537	8,445	4,598	25	13,068	5,243	1,320	567	7,130	160	8	25	193	0	0	0	0	20,391	13,848	5,926	617	7,094	27,485	+1.13%	976	7,094	911	8,005	29.1%
平成22年度	77,942	28,020	8,456	4,465	26	12,967	2,280	1,200	474	3,954	388	10	11	409	0	0	0	0	17,330	11,124	5,695	511	6,549	23,879	-13.12%	839	6,549	382	6,931	29.0%
平成23年度	78,695	28,472	8,611	4,429	40	13,080	2,286	1,109	406	3,801	487	19	22	528	0	0	0	0	17,409	11,384	5,557	468	6,307	23,716	-0.68%	826	6,307	432	6,739	28.4%
平成24年度	79,427	28,938	8,799	4,479	44	13,322	2,363	1,059	413	3,835	540	21	10	571	0	0	0	0	17,728	11,702	5,559	467	6,473	24,201	+2.04%	835	6,473	392	6,865	28.4%
平成25年度	80,112	29,497	8,928	4,689	194	13,711	2,479	976	448	3,903	456	5	8	469	0	0	0	0	18,083	11,763	5,570	650	6,550	24,633	+1.79%	842	6,550	393	6,943	28.2%
平成26年度	80,867	30,003	8,959	4,794	43	13,796	2,351	1,084	400	3,835	485	3	8	496	0	0	0	0	18,127	11,795	5,881	451	6,219	24,346	-1.17%	825	6,219	348	6,567	27.0%
平成27年度	81,467	30,597	8,808	4,756	62	13,626	2,570	1,427	356	4,353	432	6	8	446	0	0	0	0	18,425	11,810	6,189	426	6,148	24,573	+0.93%	826	6,148	369	6,517	26.5%
平成28年度	82,148	31,142	8,742	4,598	78	13,418	2,588	1,379	390	4,357	348	4	4	356	0	0	0	0	18,131	11,678	5,981	472	5,911	24,055	-2.11%	802	5,911	416	6,327	26.3%
平成29年度	82,789	30,938	8,792	4,342	79	13,213	2,840	1,368	423	4,631	225	0	0	225	0	0	0	0	18,069	11,857	5,710	502	5,990	23,774	-1.17%	787	5,990	411	6,101	25.7%
平成30年度	83,313	32,326	8,701	4,317	74	13,091	3,037	1,409	542	4,987	235	0	0	235	0	0	0	0	18,314	11,973	5,726	615	5,671	24,000	+0.95%	789	5,671	398	6,069	25.3%
令和元年度	83,852	32,927	9,002	4,358	50	13,409	3,189	1,473	465	5,097	238	0	0	238	0	0	0	0	18,744	12,429	5,831	464	5,519	24,280	+1.17%	783	5,519	435	5,954	24.5%
令和2年度	84,566	33,591	9,116	3,902	40	13,058	3,457	1,368	366	5,191	302	0	0	302	0	0	0	0	18,552	12,875	5,270	407	5,298	23,869	-1.69%	773	5,298	475	5,773	24.2%
令和3年度	85,107	34,017	10,599	4,198	94	14,891	2,553	769	386	3,709	306	0	0	306	0	0	0	0	18,905	13,458	4,967	460	4,438	23,364	-2.12%	752	4,438	393	4,831	20.7%
令和4年度	85,675	34,624	11,801	4,486	31	16,317	1,655	132	334	2,122	241	0	0	241	0	0	0	0	18,680	13,697	4,618	365	3,460	22,179	-5.07%	709	3,460	413	3,873	17.6%

小数点第1位を四捨五入しているため、総数と内訳の合計は一致しないことがある

8 市民1人あたり1日に排出する廃棄物量の内訳(平成13年度～)

年度	人口	世帯	焼却ごみ				破碎ごみ				粗大ごみ				直接埋立ごみ				ごみ総量 (資源物除く) ①+②+③+④ ⑤	ごみ総量の内訳		資源物 ⑥	ごみ総量 (資源物 含む) ⑤+⑥	対前年度 増減率 (%)
			家庭系	事業系	公共	小計①	家庭系	事業系	公共	小計②	家庭系	事業系	公共	小計③	家庭系	事業系	公共	小計④		家庭系	事業系			
平成13年度	67,850	21,931	274	222	10	506	153	67	16	236	0	0	0	0	0	18	428	290	45	232	994	+2.03%		
平成14年度	69,000	21,931	276	248	6	530	155	50	17	222	0	0	0	0	17	17	431	298	39	253	1,021	+2.72%		
平成15年度	69,935	22,662	283	232	6	521	154	57	32	243	0	0	0	0	0	0	437	290	38	274	1,039	+1.76%		
平成16年度	71,021	23,897	286	212	8	506	153	61	19	233	0	0	0	0	3	3	439	273	30	271	1,013	-2.40%		
平成17年度	72,392	24,737	292	204	5	501	153	60	21	234	0	0	0	0	1	1	445	264	27	275	1,011	-0.29%		
平成18年度	73,952	25,671	291	201	4	496	163	54	19	236	0	0	0	0	0	0	453	256	24	269	1,002	-0.89%		
平成19年度	75,317	26,480	288	183	4	475	160	54	18	232	0	0	0	0	0	0	447	237	22	264	970	-3.10%		
平成20年度	76,248	27,041	290	177	1	468	184	52	17	253	0	0	0	0	0	0	474	227	18	257	976	+0.60%		
平成21年度	77,171	27,537	300	163	1	464	186	47	20	253	6	0	1	7	0	0	492	210	22	252	976	-0.10%		
平成22年度	77,942	28,020	297	158	1	456	80	42	17	139	14	0	0	14	0	0	391	200	18	230	839	-14.00%		
平成23年度	78,685	28,472	300	154	1	455	80	39	14	133	17	1	1	19	0	0	396	193	16	220	825	-1.55%		
平成24年度	79,427	28,938	304	154	2	460	82	37	14	133	19	1	0	20	0	0	404	192	16	223	835	+1.09%		
平成25年度	80,112	29,497	302	160	7	469	85	33	15	133	16	0	0	16	0	0	402	194	22	224	842	+0.84%		
平成26年度	80,867	30,003	304	162	1	467	80	37	14	131	16	0	0	16	0	0	400	199	15	211	825	-2.01%		
平成27年度	81,467	30,597	296	160	2	458	86	48	12	146	15	0	0	15	0	0	397	208	14	207	826	+0.12%		
平成28年度	82,148	31,142	292	153	3	448	86	46	13	145	12	0	0	12	0	0	389	199	16	197	801	-3.03%		
平成29年度	82,769	30,938	291	144	3	438	94	45	14	153	7	0	0	7	0	0	392	189	17	188	786	-1.87%		
平成30年度	83,313	32,326	286	142	2	430	100	46	18	164	8	0	0	8	0	0	394	188	20	186	788	0.25%		
令和元年度	83,852	32,927	294	142	2	438	104	48	14	166	8	0	0	8	0	0	406	191	16	180	793	0.63%		
令和2年度	84,566	33,591	295	126	1	422	112	44	12	168	10	0	0	10	0	0	417	171	13	172	773	-2.52%		
令和3年度	85,107	34,017	341	135	3	479	82	25	12	119	10	0	0	10	0	0	433	160	15	143	751	-2.85%		
令和4年度	85,675	34,624	377	143	1	521	53	4	11	68	8	0	0	8	0	0	438	148	12	111	709	-5.59%		

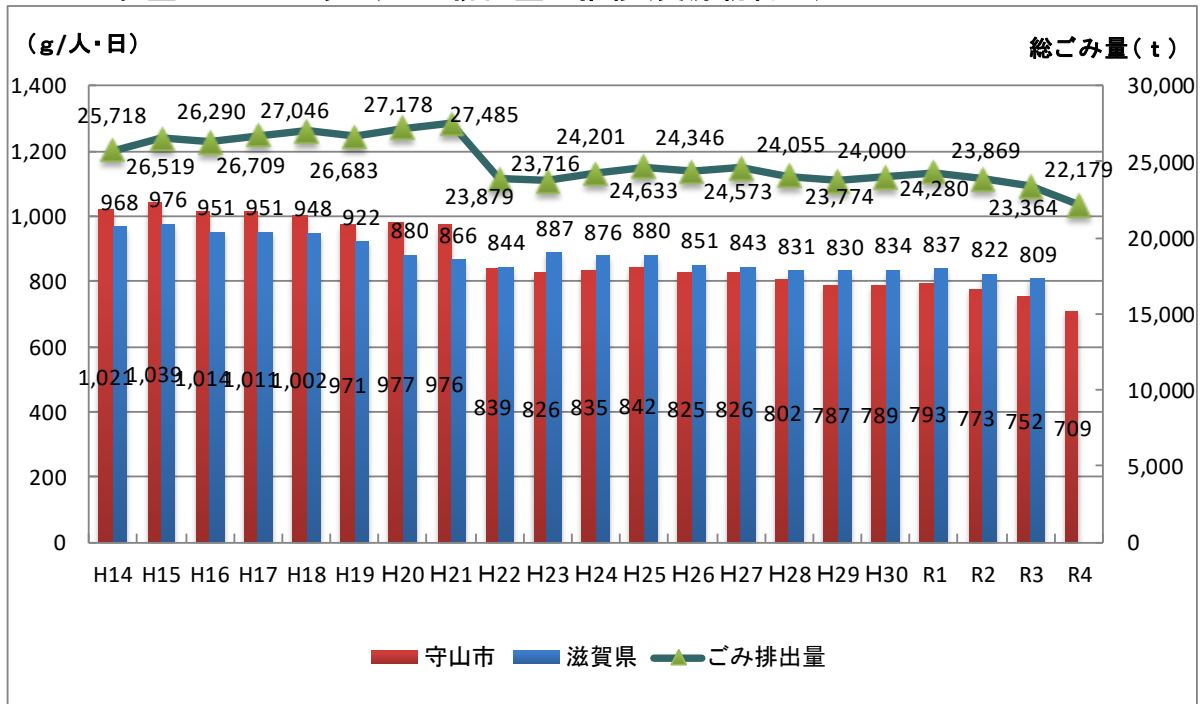
9 資源物回収量の推移(平成10年度～)

単位:t

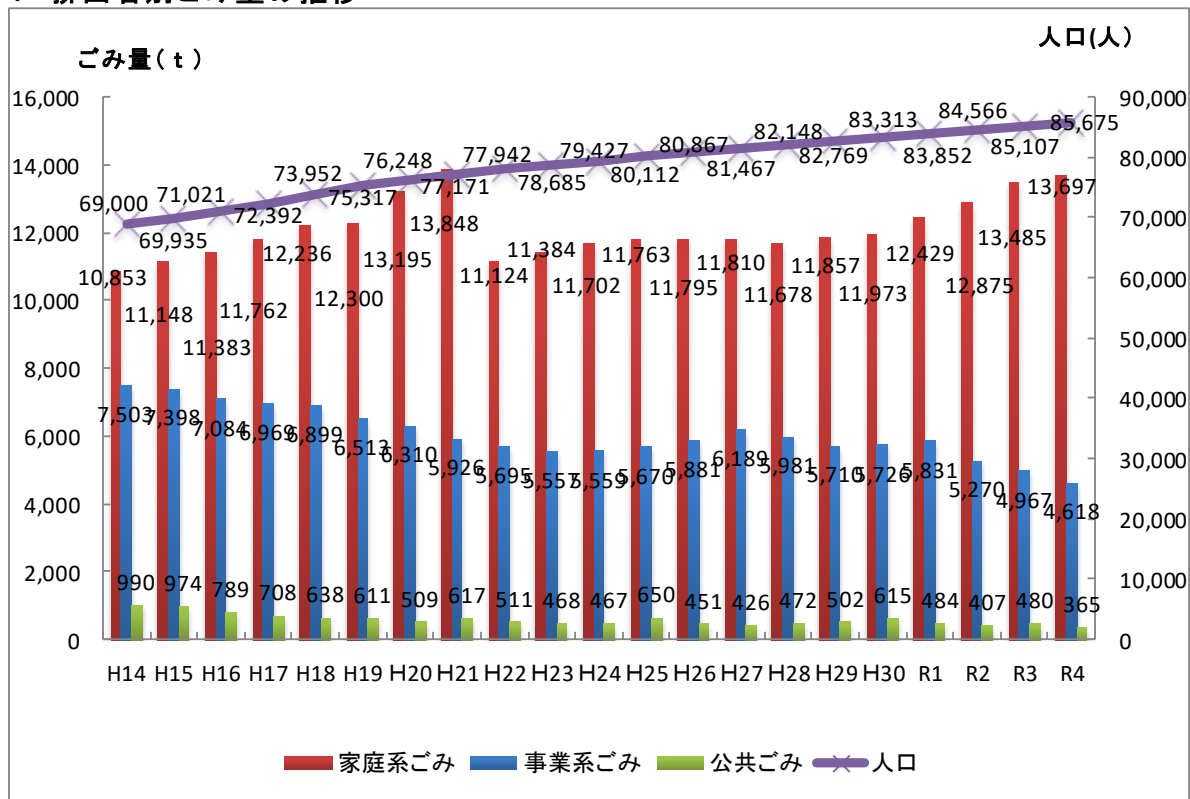
	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
新聞	1,029	1,083	1,075	1,151	1,260	1,341	2,617	2,718	2,636	2,695	2,536	2,328	2,077	1,807	1,766	1,791	1,569	1,491	1,416	1,152	1,073	992	789	781	727
雑誌	2,014	2,140	2,200	2,279	2,491	2,652	1,456	1,432	1,495	1,523	1,573	1,502	1,360	1,260	1,443	1,439	1,411	1,365	1,304	1,266	1,300	1,316	1,221	1,140	979
ダンボール	364	416	458	492	574	624	612	630	646	637	616	637	583	587	633	658	660	671	665	655	650	631	694	715	644
古布	268	280	310	297	319	299	316	382	380	365	389	413	347	372	382	389	322	316	291	340	351	358	248	326	300
空き缶	292	291	293	292	300	291	276	282	267	230	208	205	194	184	182	179	166	167	161	159	161	160	172	168	161
空きびん	526	520	527	571	565	571	567	562	544	511	518	513	505	504	488	488	491	500	480	458	433	416	430	414	408
紙パック	3	3	2	3	4	10	11	11	11	21	21	21	22	22	22	22	21	21	22	21	21	20	20	12	8
ペットボトル	62	75	91	114	141	141	156	167	185	191	192	191	194	183	188	192	182	190	196	196	206	213	225	218	215
廃食油					1	2	3	5	5	6	7	8	7	8	8	9	9	9	9	9	10	10	9	10	10
使用済み小型家電																									7
トレイ類			50	350	502	787	752	768	804	818	806	910	968	992	1,008	1,008	1,011	1,032	1,036	1,058	1,079	1,101	1,144	471	
乾電池	14	16	17	19	19	20	19	19	20	18	19	19	18	18	18	17	17	17	17	17	17	18	20	25	
蛍光管					1	5	6	7	7	7	7	8	7	7	6	6	5	5	5	5	5	5	6	5	
剪定枝			205	168	197	257	244	287	273	237	272	339	267	363	329	352	355	364	309	354	364	280	321	153	
合計	4,569	4,824	5,228	5,736	6,374	7,000	7,035	7,270	7,273	7,259	7,164	7,094	6,549	6,307	6,473	6,550	6,219	6,148	5,911	5,690	5,671	5,519	5,298	4,438	3,460

小数点第1位を四捨五入しているため、総数と内訳の合計は一致しないことがある

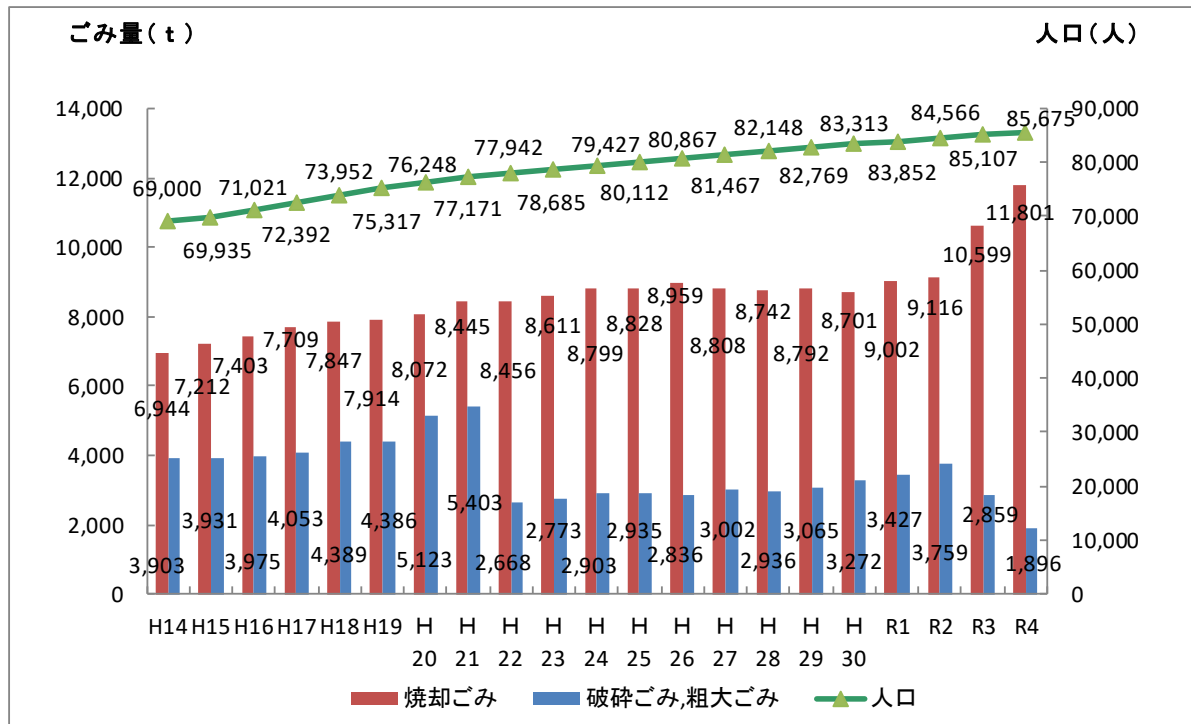
10 ごみ総量と1人1日あたりごみ排出量の推移(資源物含む)



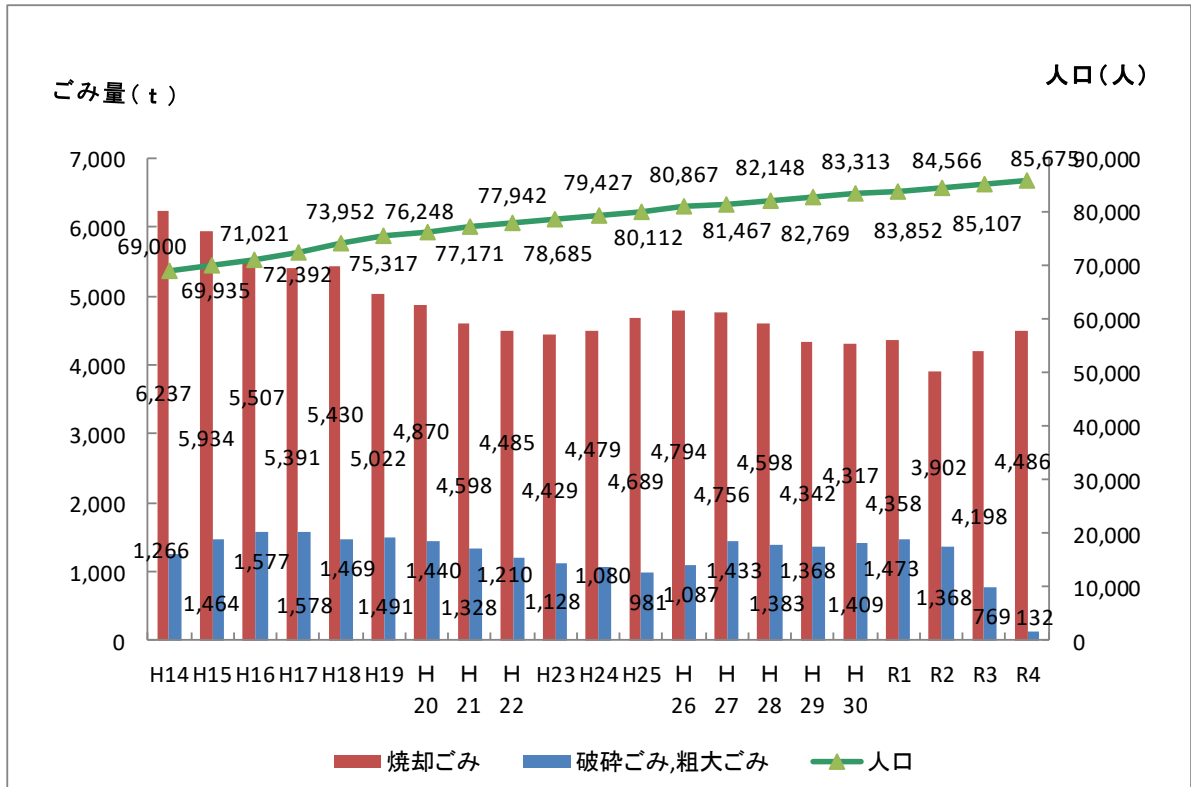
11 排出者別ごみ量の推移



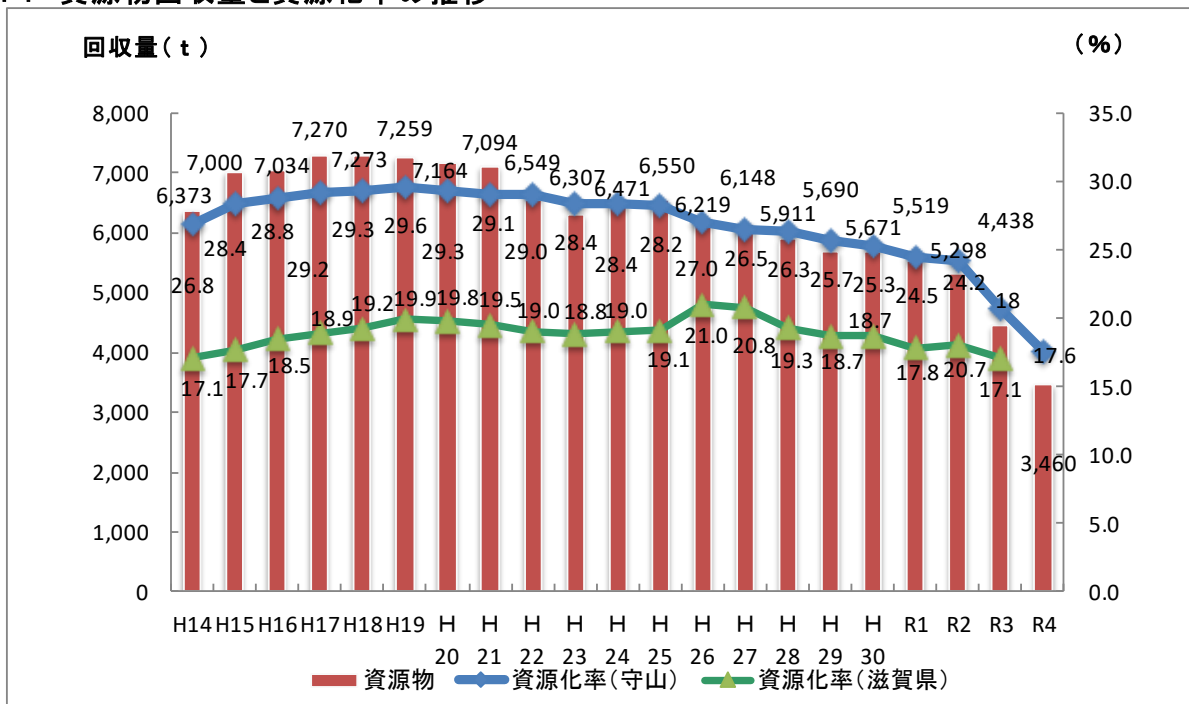
12 家庭系ごみ量の推移



13 事業系ごみ量の推移



14 資源物回収量と資源化率の推移



※ 資源化率: 総ごみ量に占める資源物回収量の割合

15 排出者別1人1日あたりのごみ排出量の推移

